

総 括 的 意 見

大野城市では、平成 22 年 3 月に「大野城市人権教育・啓発基本指針」を、その翌年 5 月に「同指針に基づく実施計画」を策定し、様々な人権問題を総合的にとらえた上で計画的な人権施策を進めてきた。そして平成 28 年 3 月にこれらを改定し、新たな指針及び実施計画のもとで 2 年目となった平成 29 年度の施策の進捗状況や事業の経過報告について、このたび審議を行ったところである。

これまでの 6 年間の取り組みの成果として、年々多様化する人権問題に対応し、研修・啓発活動の充実や、各種相談窓口の整備や外部機関との連携など、様々な施策や事業が進められてきた。しかし、これまでも大きな課題とされていた「啓発事業への参加者の固定化」や「若年層における人権意識や関心の低下」については、その解消のための取り組みがなされ、幾分改善の兆しもみられるものの、抜本的な解決に至ったとは言いがたい現状にある。これらの課題は大野城市特有のものではなく、全国的・社会的なものともいえる。社会情勢の流れや、各種アンケートや市民意識調査等の結果を受け止めた上でしっかりと分析し、また他自治体の成功事例等を研究しながら、課題の解消に向けた取り組みを一步ずつでも着実に前に進めていく必要がある。

わが国では、平成 28 年に「障害者差別解消法」*1「ヘイトスピーチ解消法」*2「部落差別解消法」*3 という三つの法律、いわゆる「人権三法」が施行された。わたしたちはその趣旨や背景を読み解き、人権教育や啓発、差別解消の取り組みを、大きく前進させていかなければならない。

情報化社会の著しい進展や、国際情勢の変化に伴い、インターネット上での差別書き込みや、不寛容性の拡大が深刻な社会問題となり、新たな差別や人権侵害を生み出している。また、性的マイノリティ（LGBT）の問題をはじめとした新たな人権課題についての関心が高まる一方、理解不足にもよる言動・行動が増えてきている。

このような課題を解決する上でのキーワードの一つに「多様性」がある。人間は一人ひとり「ちがいがい」を持つ多様な存在であり、お互いの「ちがいがい」を認め、一人ひとりの個性として受け入れる寛容の精神を社会に広げていくことが、差別や人権侵害の解消のために極めて重要である。

2020 年の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を目前に控え、わが国では競技施設などのハード面だけでなく、世界中の人々を温かく迎え入れるための「多様性あふれる人権尊重社会」を整備・構築しなければならない。実際にそのための取り組みが、国を中心に様々な自治体や民間の分野で進められている。

このような流れの中で、大野城市でも地域の特色を踏まえ、独自の方策を模索しながら、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して自分らしく暮らしていくことのできる「人権尊重のまちづくり」に向け、積極的な人権施策が展開されていくことを期待する。

平成 30 年 10 月
大野城市人権政策審議会

*1 平成 28 年 4 月 1 日施行「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

*2 平成 28 年 6 月 3 日施行「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

*3 平成 28 年 12 月 16 日施行「部落差別の解消の推進に関する法律」